

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和20年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月及び同年5月は80円、同年6月から同年10月までは110円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年11月11日まで
昭和18年4月にA社に入社し、57年7月まで勤務した。

入社当初は、A社のC養成所に入所し、同養成所に入所していた昭和19年11月に召集され、20年11月に復員した。

オンライン記録では、召集されていた申立期間の記録が無いが、申立期間においてもA社に在籍しており、給与も支給されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は昭和19年6月1日にA社D工場において厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年4月1日に資格を喪失後、同年11月11日に同社B工場において被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、E県が発行した軍歴証明書により、申立人は、昭和19年11月5日に陸軍に召集され、20年11月30日に復員したことが確認できる上、A社B工場から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において同社B工場に在籍し、月俸の半額を支給されていたことが確認できる。

また、申立人が名前を覚えている同僚（3人）は、「A社B工場の在籍中に召集されたが、召集期間においても厚生年金保険被保険者となっている。」と証言しているほか、このうちの1人は、「当時のA社は、召集されると給与の半額を支給し、召集期間も厚生年金保険に継続して加入する取扱いであると聞いていた。」と証言している。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から

22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和20年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の記録から、昭和20年4月及び同年5月は80円、同年6月から同年10月までは110円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和23年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月15日から24年4月6日まで
昭和21年2月にA社に入社し、23年11月中旬に同社D工場から同社C工場へ異動した。

申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、申立人がほぼ同時期にA社C工場に異動してきたとする同僚（2人）は、昭和23年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、及び申立人は、同年11月中旬に異動を命じられたとしていることから、申立期間については、同社C工場における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の昭和24年4月の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月1日から同年11月1日まで

昭和51年7月から平成元年7月まで、A社の系列会社であるB社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が2か月空白になっている。

申立期間においても、B社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の証言及びA社の事業主からの回答により、申立人が申立期間において、同社系列のB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の同僚（1人）は、「私は昭和57年5月にB社に採用され、平成元年ごろまで申立人と一緒に勤務したが、その間、申立人の勤務形態に変更は無かった。」と証言している。

一方、オンライン記録によると、申立てに係るB社は、昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、A社は、「B社が適用事業所となる前は、そこに勤務する従業員の給与計算や社会保険事務は、当社で行っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記のA社からの回答内容から判断して、申立期間については、同社に係る資格喪失日の記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 60 年 8 月の申立人のオンライン記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月20日から同年7月1日まで
② 昭和37年10月21日から38年7月1日まで

昭和32年5月にA社に入社し、35年4月ごろに関連会社のC社へ出向したが、オンライン記録では、同社の資格取得日が同年7月1日となっており、年金記録が2か月間空白になっている。

また、昭和37年9月ごろにC社への出向が解かれ、A社D営業所に異動したが、同社の資格取得日が38年7月1日となっており、年金記録が9か月間空白になっている。

昭和32年5月にA社に入社してから46年8月に退職するまで、同社及び関連会社に継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された辞令書、B社からの回答及び同僚の証言により、申立人は、A社及びグループ会社に継続して勤務し（C社からA社D営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人から提出された辞令書によると、申立人は、昭和37年9月21日付けでC社への出向を解かれており、申立期間②において既にA社D営業所に勤務していたと認められることから、当該期間については、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和38年7月の社会保険事

務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社が保管している従業員の厚生年金保険の資格取得日を記録した資料には、申立人の資格取得日が昭和38年7月1日と記録されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人から提出された辞令書により、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことは認められるものの、オンライン記録によると、同社は、昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社は、申立期間①当時の人事記録等を保管しておらず当時の状況は不明と回答しており、当時の事務担当者に照会しても、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について証言が得られない。

さらに、申立人が名前を覚えているA社からC社への出向者（2人）についても、申立期間①における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日は、昭和19年9月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から同年9月1日まで

昭和18年4月にA社に入社し、19年9月に同社C事業所から同社D事業所に異動した。

A社の事業所間を異動しただけなのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月空白になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社E支社から提出された申立人の在籍証明書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務（昭和19年9月21日に同社C事業所から同社D事業所に異動）していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社C事業所における資格喪失日は昭和19年8月1日とされているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日欄には「19. 9. 1」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人のA社C事業所における資格喪失日は、昭和19年9月1日から同年8月1日に訂正されているが、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失日が訂正された形跡はみられず、当時の社会保険事務所（当時）における申立人の記録管理が適切ではなかった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C事業所における資格喪失日は、昭和19年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年7月の社会保険事務所の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 16 日から 40 年 4 月 1 日まで
昭和 37 年 4 月にA社（B県）に入社し、40 年 3 月まで勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者資格が 38 年 9 月 16 日で喪失している。
申立期間についてもA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 40 年 3 月までB県のA社（現在は、C社）に勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったはずである。」と主張しているが、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は、39 年 8 月 * 日に住所をD区からE市に移転させていることが確認できる。

また、C社は、申立人に係る人事記録等の資料の保管が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、申立人の勤務期間、退職時期及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、連絡先が判明した当時の同僚（4人）に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態及び当時の厚生年金保険料の控除に係る関連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 632 (事案 226 及び 532 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A事業所に勤務していた申立期間については、平成 21 年 9 月 16 日付け及び 22 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、どうしても納得できないので、再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言から判断して、具体的な時期は明らかではないが、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえるものの、同事業所は廃業しており、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立期間当時の事業主及び事務担当者は死亡しており、連絡先の判明した同僚(5人)に照会しても、申立人の勤務期間及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られないことから、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、新たな事情として申立期間当時の同僚の名前を提示したが、当該同僚からは、申立人のことを覚えている旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについて関連資料や証言等を得られないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の年金記録の訂正は必要ないとする決定には、どうしても納得できない。」と主張し、再再度の申立てを行っている。

しかし、今回の申立てに当たり、申立人からは新たな資料等の提出も無い

ことから、当該主張のみでは、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月から同年6月1日まで
② 昭和26年3月6日から同年10月16日まで

昭和25年1月からA社B事業所で勤務したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年6月1日となっている。

また、A社B事業所には昭和26年10月まで勤務したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年3月6日となっている。

申立期間においても、A社B事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においてもA社B事業所に勤務していたと主張しているが、同社は、既に廃業している上、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から連絡先が判明した同僚（4人）は、いずれも申立人のことを覚えていないとしており、申立人の当該期間における勤務実態及び当時の厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

また、申立期間①については、上記同僚4人のうち、3人は、「私は、A社B事業所に入社後、約6か月経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と証言していることから、同社B事業所では、入社後、一定期間が経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた状況がうかがえる。

さらに、申立期間②については、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社B事業所は、昭和26年3月6日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後、同年9月1日に

同社C支店に名称を変えて再度適用事業所となっているが、申立期間のうち、同年3月6日から同年9月1日までの期間については、適用事業所であった記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和26年3月6日に、申立人を含む従業員42人が同時に被保険者資格を喪失しており、このうち、同社C支店として再度適用事業所となった同年9月1日に、被保険者資格を再取得している者は、2人しか確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。